【救済対象】変更後の認定期日が「2022 年 12 月 31 日」研修施設更新申請条件

研修施設の資格更新条件は以下とし、更新は 3 年毎とする。

① 心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医が少なくとも 1 名常勤していること。
② 研修施設は 3 年間で 400 例以上のカテーテル治療（ただし 200 例以上は冠動脈形成術を必須とし、400 例のうちシャント PTA を 25 例まで認める）を実施し、常勤の心臓血管外科医がいること。
③ J-PCI、J-EVT/SHD（外科領域レジストリー含む）レジストリーに参加し、施行した症例の全例登録を行っていること。なお、研修施設から研修関連施設への格下げ新規申請、および、研修関連施設から研修施設への格上げ新規申請の場合も、継続して施行した症例の全例登録を行っていること。全例登録を行っていない場合は、その年の新規申請は認められず、認定施設の資格は喪失する。
④ 施設訪問によるデータ照合（Audit）の依頼があった場合、監査を受けること。

治療実績該当期間：2020 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日までの 3 年間

※通常、更新時に 2 年間のカテーテル治療実績数（研修施設 400 例以上／研修関連施設 200 例以上）が必須となりますが、COVID-19 の影響による救済措置では、認定から、もしくは最終更新後の認定開始日から今回認定期日（COVID-19 救済後の認定期日）までの 3 年間のカテーテル治療実績数をお認めします。更新規定と内容が一部異なりますので赤字で記載しております。なお、今回の更新のみの救済措置となります。